

県外（足利市を除く）で定期接種を希望する場合について

里帰りや入院など、やむを得ない事情により県外の医療機関で定期接種を受ける場合は、太田市が発行する「予防接種依頼書※」が必要になります。

接種前に太田市に申請書の提出がない場合、市が実施する予防接種として取り扱うことができません。この場合は任意接種となり、接種費用は全額自己負担となります。

※「予防接種依頼書」とは、太田市から接種を行う接種医療機関または市区町村長に対して、定期接種の実施を依頼する書類です。事前に「予防接種依頼書」の発行を受けることにより、予防接種法に基づく定期接種として認められ、健康被害が生じた場合には法に基づく健康被害救済制度の対象となります。

予防接種依頼書発行申請から接種、接種費用払戻しまでの手順

1 接種する医療機関、予防接種の種類を決める

医療機関所在地以外の住民の予防接種を実施しているか、接種を予定している医療機関に確認してください。

2 「予防接種依頼書発行申請書」を記入し、保健センターに提出する

（窓口または郵送）

申請書の受理後、1週間程度で「予防接種依頼書」を郵送します。接種予約は、保護者または被接種者様がおこなってください。

書類に不備があった場合、予定よりも日数を要することがあります。

3 接種を受け、接種費用を支払う

「予防接種依頼書」、太田市の「予診票」、「母子健康手帳」を持参し予防接種を受け、接種費用をお支払いください。接種後、「領収書・明細書（各ワクチンの金額がわかるもの）」・「予診票」をお持ち帰りください。

4 接種費用の払戻し手続きをする

下記のことを保健センターへ提出してください（郵送での提出も可能です）。

※助成金交付申請は、接種した日の属する年度内（4月1日から3月31日まで）での申請となります。年度を超えての申請は受付できませんので、接種後は速やかに手続きをお願いします。

- 個別予防接種助成金交付申請書（朱肉を使用する印鑑で押印）
- 予診票（原本）
- 領収書・明細書（原本）
- 振込先の金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人のわかる書類
- 申請書を受領した翌月末に、指定口座へ振込みます。通帳記帳にてご確認ください。
- 助成には上限額（市の規定額）があります。上限を超えた額は自己負担となります。